

公募公告（企画競争）

令和 7 年 7 月 23 日

海上保安試験研究センター所長
灘波 陽子

下記のとおり、公告に付する。

記

1 公募に付する事項

(1) 概要

本案件は、海上保安試験研究センター（以下、「当センター」とする）において開催される海保フェア in 立川においてキッチンカーの設置及び営業を行う業者（以下、「事業者」とする）を募集するものである。

(2) 件名

海保フェア in 立川におけるキッチンカー設置及び営業業務（企画競争）

(2) 募集者数

キッチンカー設置及び営業業務 5 者

2 公募（企画競争）に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成 15 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (3) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 営業の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められるものであり適正な業務履行が確保される者であること。

3 業務概要

(1) 業務期間

令和 7 年 11 月 8 日（土）午前 10 時 00 分から午後 3 時 00 分まで（5

時間)

※ ただし、官側の都合及び天候等の理由により開催規模や時程等の変更又は中止となる場合がある。

(2) 業務場所

東京都立川市泉町 1 1 5 6 海上保安試験研究センター内 指定場所

※ 詳細な業務場所は選定後、当センターから指定するものとする。

4 応募手続き等

(1) 募集内容

募集要領による。

(2) 募集要領の交付

公募に参加を希望するものは、募集要領の交付を受けること。

なお原則として、海上保安試験研究センターホームページからのダウンロードによる交付とし、紙媒体による交付を希望する者は以下の問い合わせ先にて交付を受けること。

海上保安試験研究センターホームページ

(<https://www.kaiho.mlit.go.jp/soshiki/soumu/center/center.html>)

① 交付期間 令和 7 年 8 月 2 9 日 (金) まで (閉庁日を除く)

平日午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

② 交付場所 (3) 問い合わせ先に同じ

(3) 問い合わせ先

〒 1 9 0 - 0 0 1 5 東京都立川市泉町 1 1 5 6

海上保安庁 総務部 海上保安試験研究センター 高木 (タカギ)

電 話 : 0 4 2 - 5 2 6 - 5 6 3 0 (内線 2 5 2)

メール : Jcg-hshikenkanri@gxb.mlit.go.jp

(4) 企画提案書等の提出

令和 7 年 8 月 2 9 日 (金) 午後 5 時 0 0 分までに上記 (3) に郵送、持参又はメール送付により提出すること。

ただし、郵送の場合は、書留等記録が残る方法とし、同日までに必着とすること。

また、メール送付の場合は、提出後上記 (3) あて電話にて提出の旨を連絡すること。

以上

海保フェア in 立川におけるキッチンカー設置及び営業業務（企画競争）

募 集 要 領

令和 7 年 7 月

海上保安庁 総務部 海上保安試験研究センター

1 目的

海上保安庁 総務部 海上保安試験研究センター（以下、「当センター」とする）内において開催するイベント「海保フェア in 立川」における職員及び来場者等の利便性を確保するため、キッチンカー設置及び営業業務を実施する者（以下、「事業者」とする）について、本要領に従い募集するもの。

2 業務概要

(1) 公募件名

海保フェア in 立川におけるキッチンカー設置及び営業業務（企画競争）

(2) 業務業種

キッチンカー

海上保安試験研究センター内において軽食、弁当、飲料の販売を行う。
（生鮮食品及び酒類を除く）

(3) 業務場所

〒190-0015 東京都立川市泉町1156

海上保安庁 総務部 海上保安試験研究センター敷地内（資料1参照）

※ 業務場所の詳細については、事業者決定後に通知する。

(4) 業務日時

令和7年11月8日（土）午前10時00分から午後3時00分（5時間）

※ ただし、官側の都合及び天候等の理由により開催規模や時程等の変更又は中止となる場合がある。

3 国有財産の使用許可について

(1) 国有財産法第18条の第6項に基づく行政財産の使用許可

事業者は、別途所定の書式により国有財産使用許可申請書を提出し、国有財産部局長 海上保安庁長官 瀬口良夫（以下、「甲」とする）から、業務に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

国有財産使用許可申請書の様式は、7(1)により選定された事業者に対し、別途連絡する。

(2) 国有財産使用料

事業者は、使用する面積に応じた国有財産使用料を甲に支払う必要がある。

使用料及び支払方法は、甲が別途指示する。

なお、本使用料算定方法は、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」の別添「貸付料予定価格等の算定基準」によるものとする。

(3) 使用許可の取消し又は変更

以下に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。

- ① 国が使用許可（予定）財産を使用する必要が生じたとき。
- ② 暴力団又は暴力団員を事業者又はキッチンカー従事者としていることが明らかになったとき。
- ③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- ④ 上記の他、使用許可条件に違背したとき（使用許可条件については資料2参照）。
- ⑤ 本募集要領で記載する諸条件や事業者からの企画提案書等の提案次項に事前の協議なく違背したとき。

(4) 設置条件

- ① 事業者は、甲が定めた業務場所について、異議を申し立てることはできない。
- ② 商品仕入れその他運営に係る商品取引は、一切事業者の責任において行う。
- ③ 事業者は、業務で発生したすべての廃棄物（販売した商品から発生するものも含む）の回収に必要な容量のゴミ箱を設置し、全て持ち帰ること。また、その処分について適切な処理を行うこと。
- ④ 事業者は、商品・廃棄物の搬出入にあつては、甲と事前に協議をすること。

(5) 事業者の負担する費用等

- ① 事業者は、国有財産使用料に伴う諸経費の一切を負担する。
- ② 営業業務に必要な備品・消耗品の購入及びその搬入・撤去費用その他一切の費用は事業者の負担とする。
※ 甲は、営業業務にかかる金銭的な補助を一切行わない。
- ③ 事業者は、業務で使用するガス、電気及び水を用意し、甲はこれらの供給は行わない。

4 営業条件

以下に、営業に関する諸条件を示すので遵守すること。

(1) 業務日時

開店準備時間：

令和7年11月8日（土）午前9時00分～午前10時00分

営業時間：

令和7年11月8日（土）午前10時00分～午後3時00分

閉店準備時間：

令和7年11月8日（土）午後3時00分～午後4時00分

(1) 法令の遵守等

事業者は、業務にあたり、関係法令及び規則を遵守し、国有財産を使用するに相応しい営業とし、最善の努力をすること。

また甲の意見又は要望を尊重しなければならない。

(2) 禁止事項

① 事業者は、業務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

① 事業者は、設備の全部又は一部を、第三者に貸与してはならない。

② 事業者は提供を受けた土地等を変更し、又は新たに設備を設置してはならない。

ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を受けたものについては、その限りではない。

④ 事業者は、自己の業務上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

(1) 衛生管理及び安全管理等

① 事業者は、業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い最善の措置を講じるとともにその責任を負うこと。

また、甲が改善を命じた場合においてはこれを遵守し、速やかに対応すること。

② 事業者は、従業員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等に関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(2) 損害賠償

① 事業者の責めに帰すべき事由により、国有財産を滅失又は損傷したときは、速やかに甲へ報告し、その都度甲の指定する方法により損害を賠償しなければならない。

② 事業者は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償しなければならない。

5 企画提案書作成要領及び評価の観点

キッチンカーの設置及び営業を希望する者は、資料3の項目に基づき、企画提案するものとする。

企画提案にあっては、資料3の各項目についてそれぞれA4判サイズ設定一枚程度で作成すること。様式、形式は任意とし、図や写真等を利用できるもの

とし、パンフレット等の参考資料の添付も可とする。ただし、その場合はA4判サイズで5枚程度に収めること。

6 応募手続き等について

(1) 提出期限

令和7年8月29日（金）午後5時00分

(2) 提出方法

提出期限までに下記あて書類を郵送、持参又はメール送付にて提出すること。

ただし、郵送の場合は、書留等記録が残る方法とし、同日までに必着とすること。

また、メール送付の場合は、提出後上記（3）あて電話にて提出の旨を連絡すること。

〒190-0015 東京都立川市泉町1-15-6

海上保安庁 総務部 海上保安試験研究センター

電話：(042) 526-5633（内線252） 高木（タカギ）

メール：Jcg-hshikenkanri@gxb.mlit.go.jp

(3) 提出書類

- ① 申請書：様式1
- ② 企画提案書
- ③ 業務確約書：様式2
- ④ 誓約書：様式3、様式4

(4) 添付書類

- ① 会社等概要：様式5
- ② 過去3年間の社会的信用失墜行為及び保健所からの指摘の有無：様式6
- ③ 主なキッチンカーの営業状況：様式7
- ④ 法人の場合は商業登記簿謄本。個人の場合は身分証明書（市町村発行）。
- ⑤ 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

(5) 留意事項

- ① 企画提案書等については、A4判サイズ、日本語で作成のこと。なお、メール送付による提出の場合はPDF形式とすること。
- ② 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ③ 事業者の決定は、令和7年9月12日（金）までに行う。
- ④ 提出のあった企画提案書等については、原則として返却等の対応は行わない。

- ⑤ 事業者決定した者の提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- ⑥ 選定内容（採点、過程等）にかかる問い合わせには一切応じない。
- ⑦ 選定の結果、事業者決定された者は企画競争を実施した結果、最適な者として決定しただけであり、上記 3 の国有財産の使用許可書が発簡されるまでは、甲から国有財産の使用許可が得られたものではない。
- ⑧ 当要領に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲と事業者の間で協議する。

7 事業者の選定方法等について

(1) 選定方法

提出された企画提案書等に基づき資料 3 の評価基準による書類審査を行い、総合評価結果の上位最大 5 者を、業務を行う最適な者（事業者）として決定する。なお、決定した事業者から辞退の申し出があった場合には、次点の事業者から順次追加決定する可能性がある。

また、書類を提出した者が 5 者に満たない場合であっても、同様に審査を実施する。

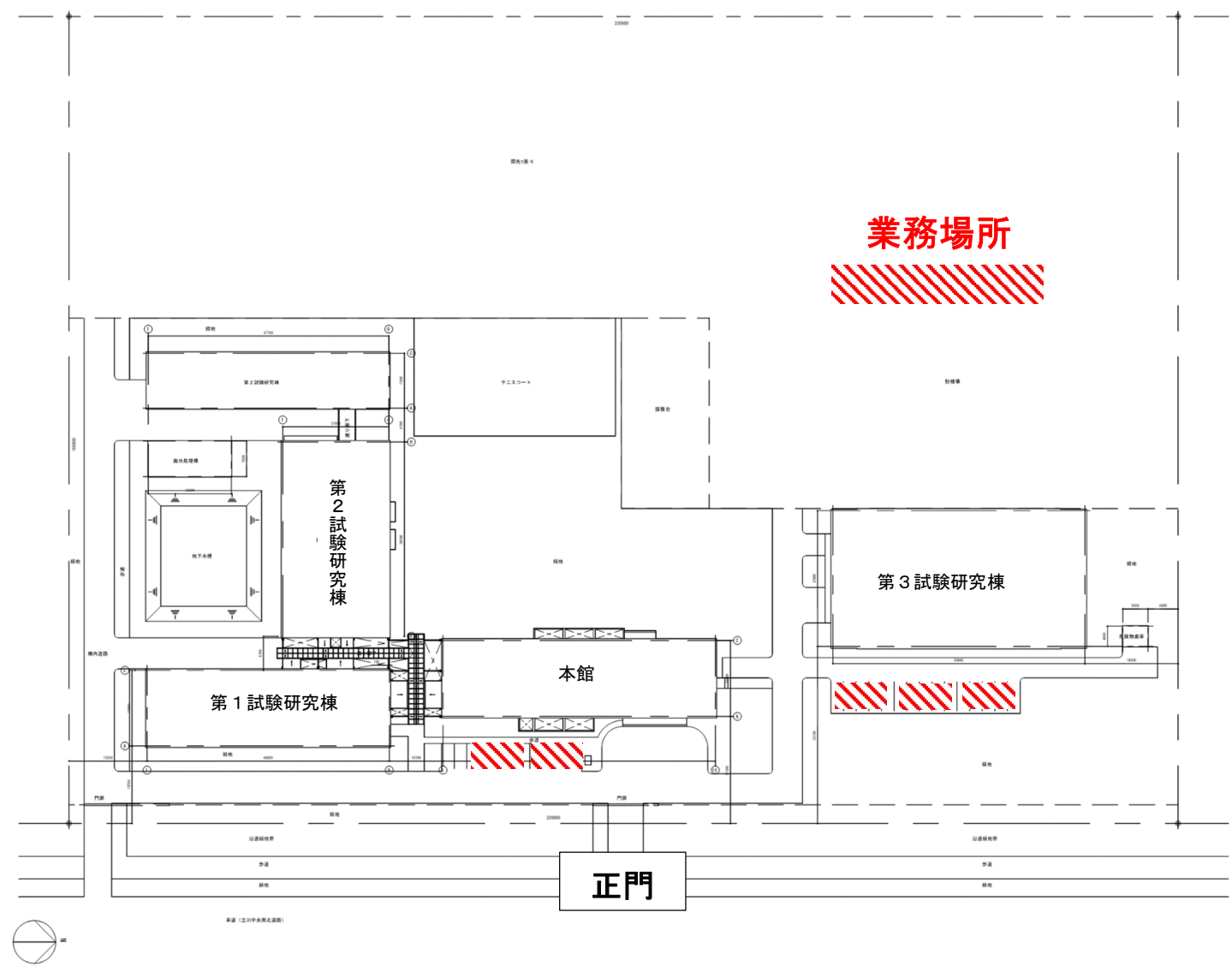
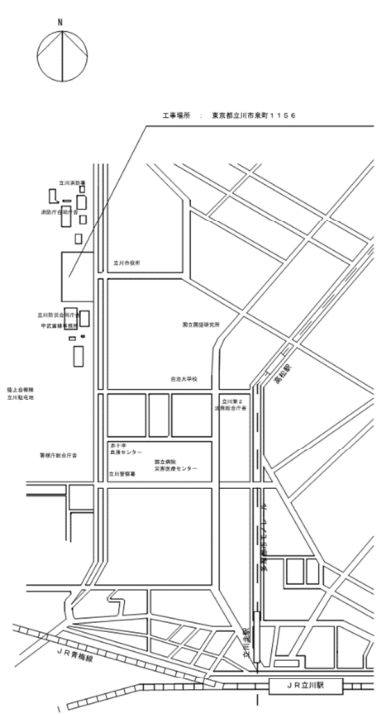
選定の結果については、事業者を決定した日から 1 週間以内に決定通知書の発送をもって通知する。

(2) 失格事項

次に示す内容に該当する行為があった場合は、失格とする。

- ① 上記 6 (1) の提出期限後に企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- ⑤ その他、応募業者として不適当であると認められる行為が確認された場合。

海上保安試験研究センター図



(使用許可期間を 5 年以内とする場合)

文 書 番 号
年 月 日

国有財産使用許可書 (案)

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 殿

国有財産部局長
部局長氏名

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に海上保安庁長官に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。なお、許可又は裁決の日から 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在 東京都立川市泉町 1156 海上保安試験研究センター
区 分 土地の一部
数 量 ●●m²
使用部分 別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を海上保安試験研究センター内の海保フェア in 立川におけるキッチンカー設置及び営業業務の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和7年11月8日午前10時00分から令和7年11月8日午後3時00分までとする。ただし、使用許可の更新は認めない。

(使用料)

第4条 令和7年11月8日午前10時00分から令和7年11月8日午後3時00分までの使用料は、●円とする。

(使用料の納付)

第5条 前条に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

第 9 条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第 2 条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第 10 条 部局長は、次の各号の 1 に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第 19 条で準用する同法第 24 条第 1 項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第 1 項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第 1 項の規定により使用許可の取消しをし

た場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

第 11 条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第 12 条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第 13 条 使用許可の取消しが行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第 14 条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第 15 条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

企画提案書記載要領

次の事項については、規格提案書内に必ず記載して下さい。

1 メニュー構成及び価格

販売メニュー、種類、価格（税込表記とする）等具体的に明記する
（例：〇〇丼 〇〇円、〇〇うどん等）

2 サービスの構成

利用者の利便を図るために予定しているサービス内容についての説明。

3 使用する面積（キッチンカー及びゴミ箱の設置等含む）

具体的な面積を記載すること。
（例：〇〇㎡、幅〇〇m×長さ〇〇m）

4 クレーム等への対応

品切れ、品目追加変更希望等利用者からのクレーム・要望等があった場合の
対処方法についての説明（該当が無い場合は、今後発生したと仮定した場合
の対処方法）。

5 緊急時の対応

海上保安試験研究センター（〒190-0015 東京都立川市泉町1156）
までの到着時間及び連絡方法についての具体的な説明。

6 安全・食品衛生

利用者の安全管理、食品衛生の取組についての説明。

7 省エネルギーへの配慮

機器の設置にあたっては省エネルギーに配慮する点、具体的方策についての
説明。また、機器の電力等仕様を添付のこと。

8 廃棄物の回収方法等

発生する廃棄物の回収方法及びそれら取り組みに対する工夫等の説明。
※ 上記について、カタログ等で対応できるものについては、カタログ等を添
付することで可とする。

以上

評価基準

評価は海上保安試験研究センターの評価委員 3 名により実施する。

評価項目	評価のポイント	配点	評価する 主な様式
企画提案	○メニューの独自性 (コンセプト、ターゲット層、季節感等)	10	企画 提案書 等
	○営業について (提供スピード、雨天時の対応等)	10	
	○価格の妥当性	10	
	○景観形成の取組等 (車両等の外観、看板等)	10	
安全管理等	○安全管理、食品衛生の対応は十分か (保健所の許可、営業時の衛生管理等)	10	
	○ゴミに関すること (ゴミ箱の設置、回収・処分方法等)	10	
	○クレーム対応等	10	
	○環境配慮等(省エネ、ゴミの削減等)	10	
業務体制	○業務を有効かつ効率的に遂行できる体制か (当日のスタッフ体制、決済方法等)	10	様式 7
業務実績	○本業務の実施に資する実績があるか	10	
	合計	100	

採点の基準

評価点は次のように採点又は算出する。

	非常に 優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
10点配点	10点	8点	6点	4点	2点

事業者の選定方法

評価委員 1 名あたり 100 点満点とし、合計 300 点満点とする。

各評価委員の採点の合計点で 180 点を採点基準点とし、それ以上の点数を得た参加者の中から合計点数の高い上位最大 5 者を最適な者として決定する。

様式 1

令和 年 月 日

海上保安庁 総務部
海上保安試験研究センター所長
灘波 陽子 殿

郵便番号
住所

商号又は名称
代表者氏名

印

担当者氏名
電話番号

申請書

海上保安庁 総務部 海上保安試験研究センター内の海保フェア in 立川におけるキッチンカー設置及び営業業務を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 申請印は実印を使用すること。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを記載すること。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

海上保安庁 総務部 海上保安試験研究センター所長
灘波 陽子 殿

「海保フェア in 立川におけるキッチンカー設置及び営業業務（企画競争）」
への応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地 〒 -

商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

法人個人の別 法人 ・ 個人

担 当 者 氏 名
電 話 番 号

※ 申請印は実印を使用すること。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを記載すること。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別添（様式 4）により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※１）、政治活動標ぼうゴロ（※２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※１ 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※２ 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

海上保安庁 総務部 海上保安試験研究センター所長
灘波 陽子 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏 名又は名 称

令和 年 月 日

[illegible]

会 社 概 要

商号又は名称	
所 在 地	
創業開始年月日	
資 本 金 等	千円
事 業 内 容	
特 色	
主な営業区域	
役 員 数	
従 業 員 数	正社員 名、準社員 名、 パート 名 その他 名

※ 会社概要のパンフレット等があれば添付すること。

過去 3 年間の社会的信用失墜行為及び保健所からの指摘の有無

発生年月日	内 容

※ 該当ない場合は、「該当なし」と記入すること。

主なキッチンカーの営業状況

令和 年 月 日現在

営業場所 (住所、建物、企業(官庁)名等)		営業年数 (営業開始年)	営業 台数	1日あたりの 平均利用者数
主なキッチンカーの営業状況				
官公庁での実績等				

※ 官公庁にて営業している場合は、必ず当該官公庁名を明記すること。